

— 第3章 海難の防止対策 —

1 総論（海難防止の基本的考え方）

(1) 船舶事故の防止対策

プレジャーボートや漁船等の小型船舶の事故は船舶事故全体の約8割を占めています。そのうちプレジャーボートの事故は近年減少傾向にあるものの全体の約4割と最も多く発生しており、海難種類で見ると機関故障及び衝突が約4割を占めています。また、漁船の事故は毎年600隻程度発生しており、海難種類で見ると衝突及び乗揚が約4割を占めています。

さらに、小型船舶の事故に伴う死者・行方不明者数は年間40～100人発生しており、船舶事故全体の約8割を占めている状況から、第3次交通ビジョンにおける目標として掲げているとおり（19ページ参照）小型船舶の事故防止は喫緊の課題となっています。

これら船舶事故を未然に防止するためには、日頃から船体機関の整備・点検を行うほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法で定められている発航前検査や適切な見張りの実施、海中転落に備えたライフジャケット着用等の遵守事項を確実に行うことが重要です。

特に船舶職員及び小型船舶操縦者法で定められている小型船舶操縦者の遵守事項については、平成28年7月に規則が改正され行政処分の対象が拡大されたことから、海上保安庁では周知用のリーフレットをマリナーや漁業協同組合等の海事関係機関へ配布したほか、小型船舶操縦者免許更新講習機関等の協力を受け、講習受講者、船舶検査受験者に対する周知を行いました。

漁船の事故を防止するためには、漁業関係者自らが安全意識を十分に持つことが重要であることから、水産庁が安全推進員養成のため実施する「漁業カイゼン講習会」や毎年10月に漁業関係団体が主体となって実施している「全国漁船安全操業推進月間」に積極的に協力のうえ、地域、漁業種別ごとにきめ細かく海難防止講習会や訪船指導等を実施し、安全意識の高揚・啓発を図りました。

海上保安庁では今後も関係省庁や関係機関と連携し、船舶の種類や活動シーズンに応じた船舶事故防止施策を、現場の海上保安官による活動のほか、インターネットやSNSなどの様々な手段を用いて展開することにより、小型船舶の事故防止を図っていくこととしています。

また、貨物船等の大型船舶による海難は衝突海難の割合が高い傾向にあることを踏まえ、毎年7月に官民が一体となって展開している「海の事故ゼロキャンペーン」等を通じて、常時適切な見張りの徹底や船舶間コミュニケーションの促進などを指導しています。

(2) 通航量の多い沿岸域における船舶事故の防止対策

海上の交通ルールには、基本的なルールを定めた「海上衝突予防法」のほか、特

第3章 海難の防止対策

別なルールとして東京湾・伊勢湾・瀬戸内海に適用される「海上交通安全法」、法令で定められる港に適用される「港則法」があります。海上保安庁では、これらの法令を適切に運用することで海上交通の安全確保を図っています。

特に、海上交通の要所となっている東京湾・伊勢湾・瀬戸内海・関門海峡には、海上交通センターを設置して、航行船舶の動静を把握し、船舶の安全な航行に必要な情報の提供や、大型船舶の航路入航間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携により、不適切な航行をする船舶や、航路を塞いでしまう船舶への指導等を実施しています。

(3) 人身事故の防止対策

海上保安庁が認知した人身事故は、「船舶事故以外の乗船中の事故」のほか、遊泳、サーフィン中や釣り中に発生した「マリネジャーに関する海浜事故」、岸壁からの海中転落などの「マリネジャー以外の海浜事故」に大別されます。このうち「マリネジャーに関する海浜事故」については年間800～900人程度で推移していますが、原因の多くが当事者の過失によることから、安全意識の向上に向け啓発活動を展開することにより、事故者数の減少を図る事ができると考えています。

特に「マリネジャーに関する海浜事故」のうち最も多い遊泳中の事故については、溺水や帰還不能が多くを占めることから、離岸流や引き波等の海に潜む危険に関する知識を周知するほか、飲酒後における事故者の死亡率が高いことを踏まえ、飲酒を伴う遊泳の危険性についても周知・啓発活動を行いました。

このほか、サーフィンやSUP（スタンドアップパドルボード）に加え、ホバーボードやフライボードに代表される hidro フライトデバイス系^{*}の遊具等を用いた新しいマリネジャーの拡大も見られ、それぞれの関係団体と情報を共有して効果的な安全対策に関する検討を進めています。

また、「マリネジャーに関する海浜事故」の中でも、釣り中については防波堤からの海中転落事故が多いことを踏まえ、ライフジャケットの着用や複数行動の励行に重点をおいた指導・啓発を行うとともに、立入禁止の防波堤に侵入して釣りを行う者も後を絶たないことから、港湾管理者等の関係機関と連携し、退去指導等を行いました。

一方で「船舶事故以外の乗船中の事故」についても、漁船等からの海中転落を防止するために、ライフジャケットの着用をはじめとした自己救命策確保に重点をおいた指導・啓発活動を行うほか、各漁業協同組合等による自発的なライフジャケット着用推進活動の支援を行いました。

海上保安庁では今後も関係省庁や関係機関と連携し、安全対策を推進することにより、人身事故の防止を図っていくこととしています。

^{*} hidro フライトデバイス：水上バイクのジェット噴流を利用し、水圧で空中を舞うことができるマリネジャー遊具

【Topics 1】海の安全推進アドバイザーについて

海上保安庁「海の安全推進本部」では、より効果的な海の安全推進活動を展開することを目的とした「海の安全推進アドバイザー制度」を平成28年11月から導入しました。

同制度は、多様化するマリナーについて専門的な知見を持った方等を「海の安全推進アドバイザー」として委嘱し、同アドバイザーの助言を活用することにより、現場における海上保安官の安全指導能力を向上させ、安全対策をより一層深化させていく制度です。

平成28年11月には以下の4名の方を「海の安全推進アドバイザー」として委嘱し、それぞれのアドバイザーの専門分野についての助言をいただくほか、海上保安庁及び関係機関を対象とした講演や、近年の海難状況を踏まえた意見交換会等を実施しています。



平成28年11月に委嘱された「海の安全推進アドバイザー」（前列左3人目から）

- ・日本ライフセービング協会理事／溺水プロジェクト本部長 石川 仁憲氏
- ・海洋ジャーナリスト 内田 正洋氏
- ・（一社）日本船用機関整備協会業務部長 正一 喜男氏
- ・（公財）マリンスポーツ財団 嘱託 安全運航教育員 山岡 宏氏